

市ホームページバナー広告募集要項

この要項は、犬山市広告掲載事業実施要綱第2条第1項(1)のアに基づき、犬山市ホームページのトップページ(以下「市ホームページ」という。)に有料広告(以下「広告」という。)を掲載するものとし、同要綱第4条に基づき、広告の規格、募集する数等を定めるものとする。

広告掲載場所

市ホームページのトップページ

※掲載する位置は市が指定する。

募集枠数

10枠

※1広告主1枠とする。

広告規格等

サイズ：縦50ピクセル×横150ピクセル以内

ファイル形式：JPEG, GIF(アニメーション、移動不可)

色のコントラスト比：4.5：1以上

※文字、イラストなどデザインについては、見やすく配慮すること。また、文字色と背景色のコントラスト比については上記規格を満たすこと。

※犬山市が直接広告をしていると誤解を与えるようなデザイン、配色、文字、ロゴ、字体などは、使用しないこと。

※閲覧者に誤解を与えるおそれのある表現は避けること。

広告掲載料

1枠 10,000円/月(消費税及び地方消費税を含む)

※広告主は広告掲載料を指定された期日までに一括で納入する。

※納入された広告掲載料は特別な事情がない限り還付しない。

広告データの作成

広告主が作成すること。費用は広告主の負担とする。

申込方法

犬山市広告掲載申込書(様式第1)に、掲載しようとする広告案を添えて、持参または郵送で提出。

広告データの提出

広告データについては、Eメールで提出すること。

提出先

〒484-8501 犬山市大字犬山字東畑36番地

犬山市経営部企画広報課 広報広聴担当

電話 0568-44-0311 Eメール 010201@city.inuyama.lg.jp

募集する広告掲載期間及び申込期限

犬山市広告掲載事業実施要綱第6条に基づき募集する市ホームページバナー広告募集日程等による。

※広告の掲載は、1か月の期間を1つの掲載期間とする。

※メンテナンス等で一時ホームページを閉じている期間も広告掲載期間に含む。

掲載決定

犬山市広告掲載審査委員会において、申込みのあった広告の広告掲載の可否を審査し、決定する。掲載の可否について、犬山市広告掲載決定通知書（様式第2）により申込者に通知する。

※広告掲載料の納入通知書を同封し送付する。

広告掲載の基準

犬山市広告掲載事業実施要綱第3条によるもののほか犬山市広告掲載基準第5条による。

広告掲載の取消し

犬山市広告掲載事業実施要綱及び犬山市広告掲載基準に抵触する場合、広告掲載を取り消すことができる。

広告掲載の概略の流れ

- ①申込み（申込書及び広告案添付）
- ②申込み内容を確認
- ③審査（犬山市広告掲載審査委員会）
- ④広告掲載決定通知書・納入通知書の送付（広告掲載決定が可の場合）
- ⑤契約
- ⑥広告原稿・広告データ提出
- ⑦広告料納入
- ⑧掲載

特記事項

- ①掲載にあたっては、「犬山市広告掲載事業実施要綱」に基づく審査等がある。
- ②募集枠数を上回った場合は、一括申し込みによる広告掲載期間が長い者を優先する。次は、市内に事業所等を有する者を優先し、さらに同等の場合は、抽選により決定する。
- ③申込みにあたっては、この要項のほか、犬山市広告掲載事業実施要綱、犬山市広告掲載基準、市ホームページバナー広告掲載に関する契約書（案）を参照すること。

市ホームページの閲覧数

ホームページ全体 月平均 252,950pv（令和6年1月～令和6年12月実績）

トップページ 月平均 52,500pv（令和6年1月～令和6年12月実績）

※参考データであり、閲覧数の保証ではない。